第139回行政改善推進会議　議事概要

1　日　時：令和８年９月16日（水）10:00～12:00

2　場　所：中央合同庁舎第２号館10階1006会議室（Web会議併用）

3　出席者（敬称略）

座　長　江利川　毅
梶田　信一郎
齋藤　誠（Web）
榊原　一夫
髙橋　滋

事務局（総務省）	行政評価局長	松本　敦司
	大臣官房審議官	稲垣　好展
	行政相談企画課長	山本　宏樹
	行政相談管理官	大塚　正高
	企画官	永井　一郎

4　議　題

○　報告案件

健康保険及び厚生年金保険の育児休業による保険料免除の見直しについて

○　審議案件

障害年金等の審査請求に係るオンラインでの口頭意見陳述について（新規案件）

5　議事録

○　報告案件

健康保険及び厚生年金保険の育児休業による保険料免除の見直しについて

（事務局）

それでは、第139回行政改善推進会議を開催します。齋藤構成員はオンラインで参加されます。星構成員、南構成員は所用により欠席いたします。これより議事の進行を江利川座長に御一任いたします。

（江利川座長）

本日は、報告案件及び審議案件がそれぞれ１件です。報告案件である健康保険及び厚生年金保険の育児休業による保険料免除の見直しについては、これまでの会議での議論を踏まえ、事務局が厚生労働省と調整を行い、明日（令和８年９月 17 日）、あっせんを行う予定となっています。まず、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

健康保険及び厚生年金保険の育児休業による保険料免除についてご報告します。本件については、これまで４回にわたりご審議いただきましたが、令和８年９月 17 日に、厚生労働省保険局長及び年金局長に対し、行政評価局長からあっせんを行うこととなりました。あっせんの内容は、資料１のとおりで、これまでご相談してきた内容となっています。

○　その他報告

介護保険料の賦課等に関する情報収集結果について

参考：

近畿管区行政評価局「介護保険料の賦課等に関する情報収集」の結果【概要.pdf】【本文.pdf】

（事務局）

本会議に付議した案件ではありませんが、行政相談を端緒として改善につながった事例を、参考としてご紹介します。

本件は、行方不明者の介護保険料の取扱いについて、近畿管区行政評価局が管内 15 市町から情報収集した結果を取りまとめたものです。介護保険法では、介護保険の被保険者は、市町村の区域内に住所を有しなくなった日の翌日から資格を喪失するとされています。その一方で、行方不明者の家族からは、本人の介護保険料をどのように扱えばよいかとの行政相談が寄せられていました。

情報収集の結果、介護保険担当部局が被保険者の行方不明を把握した場合に現地調査を行い、不現住と認定されたときは、住民基本台帳担当部局に職権消除を依頼し、資格喪失処理につなげている市町がありました。これは、家族の負担軽減につながる取り組みとして、他の自治体の参考になるものと考えています。

また、被保険者が過去に遡って死亡していたことが判明し、被保険者資格も遡って喪失した場合の介護保険料の返還期間について、資格喪失後の保険料を全額返還すると認識している市町がある一方、２年分に限ると認識している市町もあり、取扱いが分かれていました。

情報収集結果を厚生労働省に提供したところ、同省は、令和８年９月８日、市町村に対し、年金の支給が一時差し止められている被保険者に係る資格喪失の手続と、資格喪失日以降の賦

課処分は無効であるため、２年以上前の分であっても返還が必要であることを明確化する通知を発出しました。

また、厚生労働省内では、今回の情報収集を契機として、介護保険、後期高齢者医療制度及び国民健康保険の取扱いについても整理する方向で検討が進められていると聞いています。

この件についての説明は以上でございます。

○　審議案件

障害年金等の審査請求に係るオンラインでの口頭意見陳述について（新規案件）

（事務局）

続いて、新規案件である「障害年金等の審査請求に係るオンラインでの口頭意見陳述について」でございます。

資料２をご覧ください。本件は、障害年金等の審査請求における口頭意見陳述について、保険者だけでなく、審査請求人にもオンラインで参加できるようにしてほしいという行政相談を端緒とするものです。

相談では、厚生年金保険法に基づく障害等級の決定に不服がある審査請求人が口頭意見陳述を希望したところ、社会保険審査官が置かれている地方厚生局への出頭を求められました。審査請求人には日常生活に支障が生ずる程度の障害があり、遠隔地にある地方厚生局まで赴くことが困難であったため、居住県内の指定場所であれば代理人の同行等により出向くことが可能であるとして、オンラインによる参加を希望しましたが、認められませんでした。

一方、原処分をした保険者の代理人である厚生労働省年金局職員は、厚生労働省の Web 会議システムを利用してオンラインで参加しています。このため、取扱いの公平性や障害のある審査請求人に対する合理的配慮の観点から、改善を求めるものです。

まず資料１ページ目「２．制度の概要」の「（１）厚生年金保険法等に基づく処分についての不服申立て」をご覧ください。健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づく処分についての不服申立ては、原則として、第一段階では地方厚生局に置かれる社会保険審査官に対する審査請求、第二段階では厚生労働省本省に置かれる社会保険審査会に対する再審査請求という仕組みになっています。

次に、資料１ページ目「（２）口頭意見陳述」の「ア　口頭意見陳述の意義」ですが、口頭意見陳述は、審査請求人等に十分な主張の機会を保障するための手続です。社会保険審査官及び社会保険審査会法第９条の３では、審査請求人等から申立てがあった場合、申立人の所在その他の事情により機会を与えることが困難である場合を除き、口頭で意見を述べる機会を与えなければならないとされています。また、審査官の許可を得て、原処分をした保険者に質問を発することもできます。

資料２ページ目「イ　オンラインによる口頭意見陳述」をご覧ください。一般法である行政不服審査法に基づく手続でも、オンラインによる口頭意見陳述が認められています。審理に必要な装置が設置された場所であって、審理員が相当と認める場所を審理関係人ごとに指定して実施することとされており、総務省の行政不服審査法事務取扱ガイドラインでは、審理関係人が自身の端末で参加する場合、自宅や個室などの具体的な場所を指定することや、審査請求人の自宅に近い出先機関を接続場所として指定することが考えられるとされています。

資料３ページ目です。社会保険審査官に対する審査請求についても、社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則第３条において、審査請求人が遠隔地に居住している場合などには、映像と音声を相互に送受信する方法で審理を行うことができると規定されています。ただし、その際には、当事者又は代理人を、審理に必要な装置が設置された場所であって社会保険審査官が相当と認める場所に「出頭させて」行うこととされており、参加場所への出頭を前提とする文言となっています。

資料３ページ目の「現行の運用」ですが、現行の社会保険審査官事務取扱マニュアルでは、原処分者が厚生労働大臣であって出席が困難である場合に、厚生労働省 Web 会議システムを活用できることが明記されていますが、審査請求人側が外部端末からオンラインで参加することは認められていません。

以上の制度と運用を踏まえて、資料４ページ目「３．関係機関の見解」をご覧ください。「（１）厚生労働省保険局の見解」の「①規定の制定経緯」ですが、厚生労働省保険局によれば、施行規則第３条第２項に一般法と異なる「出頭させて」という文言が置かれた経緯は、記録が残っておらず不明とのことです。

「②オンラインによる口頭意見陳述の実施状況」について、直近３年間に全国で受け付けた社会保険審査官に対する審査請求は 18,928 件で、そのうち口頭意見陳述が実施されたものは 900 件、全体の約 4.8％です。このうちオンラインで実施されたものは 765 件、全体の約 4.0％ですが、いずれも保険者側の参加に係るものです。

「③現行の運用について」では、厚生労働省は、「社会保険審査官が相当と認める場所」として、現状では、厚生労働省 Web 会議システムに接続でき、プライバシーを確保できる会議室を想定しています。「審理に必要な装置」についても、同システムを利用できる厚生労働省職員のパソコンを想定しており、外部端末との接続は想定していません。一方、今後は、利便性のよい県庁所在地にある公共施設等の会議室を活用し、会議室の確保や対応人員を含む具体的な実施方法を検討したいとしています。

また、施行規則第３条第２項の「出頭」については、本人自ら役所などの公の場に出向くという意味であるとしています。社会保険審査官に対する審査請求の７割以上が障害年金に関する案件であり、オンラインによる口頭意見陳述を行う審査請求人には職員によるサポートが必要であるため、実質的にも公の場での実施が必要との考えです。

資料５ページ目の「（２）厚生労働省労働基準局及び職業安定局の見解」をご覧ください。処分の大量性という観点から社会保険審査官に対する審査請求と比較されるものとして、労働

者災害補償保険法や雇用保険法に基づく処分についての労働保険審査官に対する審査請求がありますので、参考までに見解を確認しております。

労働保険審査官に対する審査請求では、オンラインによる口頭意見陳述に係る規定はありませんが、労働保険審査官は各都道府県労働局において審理を行っているほか、労働基準監督署等で口頭意見陳述を実施する場合もあり、審査請求人が都道府県を越えて広域に移動するケースは多くないとしています。

以上を踏まえ、ご議論いただきたいのは資料５ページ目「４．論点」に記載の３点です。

第一に、厚生労働省が県庁所在地にある公共施設等を活用して出頭場所を拡大する方向で検討するとしていることは妥当か。

第二に、審査請求人の利便性をさらに向上させるため、代理人の事務所や審査請求人の自宅などを社会保険審査官が指定する場所とし、外部端末との接続によるオンライン参加を認める余地はないか。

第三に、施行規則第３条第２項の「出頭させてこれを行う」という規定が、審査請求人側の柔軟なオンライン参加の妨げとなるのであれば、口頭意見陳述を手続上の権利として保障した法第９条の３の趣旨や、一般の行政不服審査手続における運用を踏まえ、施行規則を改めるべきではないか、という点です。事務局の説明は以上です。

（江利川座長）

ただいま説明いただきましたが、ご質問、ご意見がございましたら順次お伺いしたいと思います。髙橋先生、いかがでしょうか。

（髙橋構成員）

施行規則における「出頭」という文言は、e-Gov 法令検索で見ると、証人喚問など義務を伴うものについてよく使われているという印象があります。本件の場合は、権利保障の観点から口頭意見陳述の場に参加するというものであるため、一般的な法令上の用例と比べて、使い方が均衡を欠いているのではないでしょうか。事務局には、「出頭」の一般的な用法を精査していただきたいと思います。

口頭意見陳述は審査請求人の権利保障のための手続であるため、わざわざ地方厚生局まで赴かなければならないという現行の運用は、権利保障のあり方として適切ではないと思います。

また、厚生労働省がいう「職員によるサポート」が、機器操作や手続の案内を意味するのか、陳述が長時間に及ぶ場合の進行管理というものまで含むのか、その内容が明らかではありませんので、サポートの具体的な内容を確認する必要があるかと思います。

（榊原構成員）

オンラインで審理を行うに当たり、資料のやり取りや個人情報の取扱いに関するセキュリティ上の問題が、外部端末との接続を制限する理由となっているのか確認する必要があると思います。

（事務局）

厚生労働省に対しては、外部端末との接続を想定していない理由として、資料の送受信やプライバシー、セキュリティ上の懸念があるのか確認します。

参考として、民事訴訟手続では、本年５月に提訴から判決までの一連の手続についてデジタル化が進められました。

また、総務省の公害等調整委員会においても、司法より煩雑な手続を温存していては、行政ＡＤＲの特色を生かすことができず、ひいては紛争処理機関として選択されにくいという事態が生じかねないことから、司法の動きに対応して積極的にオンライン対応を進めているところであります。具体的には、令和６年以降に公害紛争の処理手続等に関する規則を改正し、調停委員の関与、当事者の出頭、審問、裁定委員の関与、審問期日外の証拠調べ、参考人及び当事者の尋問、鑑定人の意見を全てオンラインで対応できるよう関係規定を整備するなどしたところですが、最高裁判所規則である民事訴訟規則第 77 条を参考に、無断録音録画の禁止を明確化する規定も設けており、オンライン対応に伴うセキュリティ上の懸念に対しては、リスクを抑える取り組みが進められているところです。

（梶田構成員）

本件の場合、出頭させる場所として非常に狭い範囲、特定の場所に限定されているように見えますが、一般法である行政不服審査法に基づく手続や民事裁判手続では、実際の運用上は代理人の事務所や自宅といった場所からのオンライン参加も認められているのでしょうか。それぞれの制度の実際の運用にどの程度の差があるのか、確認していただきたいと思います。

（事務局）

一般法である行政不服審査法がそのまま適用される場合の運用の実例については、改めて調べます。民事裁判の期日では、相手方が自宅からオンラインで参加している例もあると把握しています。

（江利川座長）

齋藤先生、いかがでしょうか。

（齋藤構成員）

まず一点目です。オンラインによる参加を可能にすべきであるという点に異論はありません。次善の策として、例えば少なくとも都道府県単位で参加場所を確保するという対応もあり得ると思います。

現在は、口頭意見陳述のためにブロック単位で設置されている地方厚生局への出頭を求めているとのことですが、例えば熊本県や沖縄県に居住する審査請求人も福岡県に所在する九州地方厚生局まで赴く必要があるというのであれば、非常に負担が大きいと思います。

労働保険審査官の場合は、都道府県労働局のほか、労働基準監督署等で実施する場合もあるとのことですので、本件についても、少なくとも都道府県単位で参加場所を確保するという対応が必要かと思います。

次に二点目です。オンライン対応の場合のセキュリティについて、参考までに、大学院の入試においても、近年はウェブ面接を実施しており、受験者は大学が指定した場所ではなく自宅から参加することが可能となっています。なりすましを防ぐために、本人が画面に映っていることの確認や、周りに人がいないかカメラを回して確認するといったことは行っています。本件では、情報流出の危惧や意見陳述の実施に係るサポートの必要性といった観点があるとは思いますが、それらをどの程度重視すべきか、ということだと思います。

最後に三点目として、出頭を求めるということについて、一般法である行政不服審査法とどう平仄を合わせるのかという点です。障害のある方については、資料８ページ目にあるとおり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮や、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律により、利便性の向上を政府として図っていることとの整合性も検討する必要があるかと思います。

（江利川座長）

このあたりで、意見は出尽くしたかと思います。では、今後の予定について説明をお願いします。

（事務局）

次回会議につきましては、令和８年 12 月 10 日（木）の 14 時から予定しております。また近くなりましたら、ご連絡、ご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上